



災害時における応急測量設計業務に関する協定書

那珂川町（以下「甲」という。）と、一般社団法人筑紫地区建設コンサルタント協会（以下「乙」という。）は、那珂川町内において地震、風水害等の災害が発生、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における応急測量設計業務に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害の応急測量設計業務に関し、これに必要な組織及び労力等の確保及びその動員の方法を定め、もって被害施設の早期復旧に資することを目的とする。

（業務の内容）

- 第2条 甲は、災害時に必要と認める時には、災害状況に応じて乙に応援を要請することができるものとする。
- 2 乙は、前項の要請があった時は、甲の指示により当該災害箇所における測量を実施し、設計するものとする。
 - 3 乙は、適切な対応ができるよう防災情報や天気予報等を通じて、的確な情報収集に努めるものとする。

（業務の実施範囲）

第3条 業務の実施範囲は、那珂川町内とする。

（出動の要請）

第4条 甲は、乙に対し前条の業務実施範囲の具体的な災害状況に応じ、応急測量設計業務のための応援を書面又は口頭により要請するものとする。

（契約の締結）

第5条 甲の出動要請があった場合には、応急測量設計業務委託契約を速やかに締結するものとする。

（業務指示）

第6条 業務の直接の指示は、甲が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。



(業務の実施)

第7条 乙は、第4条に基づく出動要請があった場合は、速やかに出動し、応急測量設計業務を実施するものとする。

2 乙は、出動後、遅滞なく、測量の成果品等を書面により甲に提出するものとする。

(協会の業務)

第8条 乙は、業務の履行にあたっては、甲の意図及び目的を十分に理解し、最高の技術を発揮するように努めなければならない。

2 乙は、業務の実施にあたっては、諸法規を遵守し作業の安全と円滑を図るとともに、甲と密接な連絡をとり、業務を遂行しなければならない。

(地権者の承認)

第9条 乙は、本業務遂行のために民地等に立ち入る場合は、あらかじめ当該土地所有者の承認を受けるものとする。

(経費の負担)

第10条 甲の応援要請に基づき、乙が実施した業務に要した費用は、甲が負担する。

2 前項の費用の算出方法については、災害時の直前における適正価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

(損害の負担)

第11条 第2条に規定する業務により生じた損害の負担は、甲乙協議して定めるものとする。

(補償)

第12条 第2条に規定する業務に従事した者が、当該業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務に従事した者の使用者の責任において行うものとする。

(機密の厳守)

第13条 乙は、業務に関する全ての事項について、機密を厳守し、他に漏らしたり転用したりしてはならない。

(有効期限)

第14条 この協定の有効期限は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。

ただし、期間満了の日までに、甲乙いずれからも解約の申出がない場合は、更に1年間有効期限を延長するものとし、以後この例による。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又は、疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

平成26年8月9日

甲 那珂川町西隈一丁目1番1号

那珂川町長 武末 茂喜



乙 筑紫野市二日市中央一丁目1番50号

一般社団法人筑紫地区建設コンサルタンツ協会

代表理事 大和 公彦

